平成２３年（フ）第２９５号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目13番14号上福岡コーポラス101
債務者　稲垣　千春
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０３号
埼玉県狭山市狭山台１―31　一街区１号棟601号室、住民票上の住所埼玉県狭山市中央３丁目８番２号
債務者　細沢　道子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１６号
埼玉県入間市大字野田1188番地10　メゾン伊登屋102
債務者　酒井　耕一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２８号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目５番30号　フリージア北野201号
債務者　石川　英雄
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９３号
埼玉県熊谷市赤城町３丁目107番地２
債務者　関口　幸治
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５６号
新潟市西蒲区堀山新田42番地７
債務者　山根　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
新潟市北区早通北６丁目３番７号　ハイツ北斗202号
債務者　金子　正博
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
新潟市北区早通北５丁目２番36―33号
債務者　金子サヨ子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３号
新潟市中央区幸西４丁目５番17号　Ｄ’クラディア南万代310号
債務者　五十嵐宏治
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１２号
新潟市東区東明４丁目４番地18
債務者　池田フミ子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１６号
新潟市江南区曽野木１丁目６番10―1925号
債務者　小田　ムツ
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５号
新潟市江南区上和田252番地、前住所新潟市西区西小針台１丁目11番５号　旭ハウス西小針台202号
債務者　山崎比佐子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２７号
新潟市東区寺山３丁目16番３号　クレセント寺山102号、前住所新潟市東区太平４丁目20番地14
債務者　長谷川　勉
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
愛知県稲沢市稲沢町前田208番地１　ライベックス前田102
債務者　竹ノ内輝昭
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７４号
愛知県犬山市大字羽黒字北金屋34番地３　マンション宮西207
債務者　釜野　佳信
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９６１号
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目３番６号
債務者　福田　和幸
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７７号
堺市南区晴美台４丁１番12―1202号
債務者　八尾　　勲
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係